

令和4年度 事業計画

公益財団法人
入管協会

第1 入管協会の使命

公益財団法人入管協会は、昭和62年8月20日、法務省所管の財団法人として設立され、平成26年4月1日に現法人に移行しました。

当協会は、出入国管理行政に関する知識の普及を図るとともに、出入国管理行政の円滑な運営に寄与することなどを目的としております。具体的には、外国人の入国・在留手続と申請取次ぎの概要を周知させるための研修会の開催や在留諸申請の円滑な手続を支援するための書籍として「出入国管理法令集」をはじめ「申請等取次制度の概要」及び「わかりやすい入管手続 必要書類と記載例集」の発刊等により、外国人の適正な受入れに貢献しようとするものであり、令和4年度においては次の事業を行います。

第2 事業内容

1 公益目的事業

(1) 相談・案内

ア 外国人在留総合インフォメーションセンターの相談業務

法務省の委託を受けて、地方出入国在留管理局等に設置されている外国人在留総合インフォメーションセンターにおいて、来訪した外国人や関係者に、外国人の入国・在留関係の諸手続及び各種申請等の相談・案内及び情報の提供を行います。

令和4年度は、大阪局を始め各地方出入国在留管理局等に設置された同センターにおいて相談・案内を行います。

イ 電話及びメールによる無料相談業務

賛助会員以外を対象として、メール（随時）又は電話（平日午後1時30分から同4時30分まで）による出入国在留管理に関する無料相談を行います（なお、賛助会員については、随時メール及び電話による相談を行います。）。

(2) 出入国管理に関する情報発信と資料・書籍の発刊

ア Japan Immigration Association News（JIAニュース）の発行

令和3年度においては、「国際人流」のほか、会員を対象に最新の出入国管理に関する情報を提供するためJIAニュースを隔月に発行

してきましたが、「国際人流」については購読者の大幅な減少が見られる一方、J I Aニュースは賛助会員から好評が寄せられていることから、本年度からはJ I Aニュースを毎月、出入国在留管理庁の最新情報をJ I Aニューストピックスとして随時発行し、賛助会員に対するサービスの向上に努めます。なお、「国際人流」については、休刊とします。

イ 在留外国人統計の発刊

我が国に在留する外国人の国籍別、在留資格別、都道府県別在留外国人人数や出入国者数等を取りまとめた「在留外国人統計」を発刊し、賛助会員等に無料配布するほか、一般にも頒布し、出入国管理に関する情報を提供します。

ウ 書籍の発刊

「出入国管理法令集」及び「申請等取次制度の概要」を発刊し、当協会主催の研修会で活用するほか、日本行政書士会等の研修教材として頒布し、出入国管理法令集については一般にも頒布することにより、出入国管理行政に関する知識の普及に努めます。

また、入国・在留諸申請の手続に関してよく分からないという人のために、「外国人受入れ実務者のための入管手続の基本Q&A」（仮称）を発刊・頒布し、外国人の適正な受入れ手続を推進します。

(3) 講習・セミナー・育成

ア 申請等取次ぎに関する研修会の開催

就労目的の外国人を受け入れる企業・団体等や留学生を受け入れている教育機関の関係者で申請等取次ぎを行おうとする者を対象として、出入国在留管理制度の概要、申請取次制度の概要等を講義内容とする「外国人の入国・在留手続と申請等取次研修会」を東京、名古屋及び大阪において年9回開催します。

イ 実務セミナーの開催

外国人留学生を受け入れる教育機関又は外国人を雇用しようとする企業等の職員を対象として、留学生の受入れ及び就職等のための「留学生受入れ手続実務セミナー」及び「留学生の就労資格取得手続セミナー」を東京で各2回開催します。

ウ 不法就労外国人対策キャンペーン

不法就労外国人対策キャンペーンの一環として「外国人の正しい受入れと出入国事務研修会」を6月に東京で開催します。

エ 国際交流セミナーの開催

出入国管理の現状や技能実習制度の運用状況、また特定技能1号の運用状況等について、「国際交流セミナー（仮称）」を10月に開催

します。これには、出入国在留管理庁、技能実習機構等の担当者の出席を計画しています。

オ 東京都の外国人不法就労防止啓発講習

不法滞在者や不法就労外国人の防止及び外国人の適正な雇用を図るため、東京都の委託を受けて各種講習会に講師を派遣し、啓発活動を行います。

2 収益等事業（事前点検及び申請取次ぎ）

賛助会員である企業、教育機関等からの依頼を受けて、当該企業等が受け入れる外国人に係る入国・在留関係諸申請の事前点検及び申請取次ぎ等の支援を行います。

なお、平成25年4月の総務省の「技能実習制度を中心とした外国人受入れ対策に関する行政評価・監視の勧告」に鑑み、賛助会員以外に対する一定範囲内の事前点検及び申請取次ぎを行うこととしていますところ、その具体策について引き続き検討します。

3 その他（法人管理）

（1）評議員会・理事会の開催

令和4年度においては、年2回（5月と翌年3月）、評議員会・理事会を開催します。

（2）会員の募集

当協会の活動を強化するため、ホームページ及びパンフレット「入会のご案内」をもって協会活動に賛同いただける団体等を募ります。

第3 終わりに

当協会では、最新の出入国管理行政の情報を提供することによって、円滑かつ適正な出入国管理行政の実現に貢献できるよう努力していく所存ですが、在留諸申請の電子（デジタル）化や新型コロナウイルス感染症拡大による外国人の入国規制等によって協会運営が厳しい環境に遭遇していますので、今後とも新たな活路を模索していくことを課題としております。このような状況に鑑み、引き続き皆様の御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます。